

【実態調査・意見募集】フリーランス新法についての集約結果

令和5年6月21日 国会対策部・神谷事務所

参政党では、令和4年10月に、党员とりわけフリーランスの皆さんから、フリーランスとして困っている事柄や、感じている問題点、このような制度があれば働きやすくなるかなど、フリーランスの皆さんの実態について意見募集を行いました。

その結果、157件の意見を頂戴しました。フリーランスの取引の適正化には、賛成する意見が多かったものの、他方、フリーランスの実態として、インボイス制度への反対意見が多数ありました。また、多様なフリーランスを一律に縛る法案への反対、不安定な立場に対する保護を求める意見、相談先が欲しいという意見、著作権に対する保護を求める意見などがありました。

グラフィックデザイナー50代女性

依頼を受けデザイン制作をし、何回か校正をした後に、クライアントの方針が変わり進行していたデザインの仕事が中断した時に、現状では報酬なしとなる事がほとんどです。印刷が完了しないだけで、時間的にかなりの労力を費やした分の報酬を頂けないと厳しい現状です。

衣服裁縫修理業60代男性

インボイス制度が導入されるとそれでなくても収入が減っているところに10パーセントも否応なく減ることになってしまいますし、かといって税務署に申請しないと取引してもらえないということになればこれから新たに取引先を開拓するのは無理ですので自活できなくなります。せっかく自分のことは自分で面倒みると生きてきましたができなくなります。これが一番の問題です。

社会保険労務士60代男性

インボイス制度は、フリーランスや個人営業の零細事業者にとって、大変に厳しい大增税となります。そればかりでなく、すべての事業者にとっても、経理処理を驚くほど面倒複雑にする制度で、マクロで見ても日本経済のさらなる後退を促すことになると考えられます。国会議員の中にもインボイス制度導入は廃止すべしという意見があると伺っておりますので、参政党としてもその方々と共

同して廃止の方向で声を大にしていきたい。

システムエンジニア 30代女性

フリーランスが一番困るのは契約形態よりも、インボイスのような徴税制度。

著述業男性

インボイス制度が始まることで、書類準備や経理計算処理も煩雑になり、業務以外に膨大な時間を奪われ、個人事業主やフリーランスの収入はさらに不安定になると危惧している。免税事業者のままでいた場合、クライアントから取引を打ち切られる可能性が高まるため、渋々インボイス制度に登録するしかありません。ワクチン強要と同じ構図です。インボイス制度自体、効率よく消費税を増やすために造られた制度です。フリーランス新法でフリーランスが守られるようにも錯覚しますが、実際はインボイスで切られるフリーランスのほうが増えるのではないのでしょうか。

フォトグラファー 50代男性

本来使用目的によって撮影費が変動します。小さく扱う WEB は当然費用も掛けられないので安く、広告効果の高いカタログ、ポスターなどは予算も取れるので高くなります。全ての案件では無いですがこういう事が無視されます。納品後は何に使われるかが分からない。WEB 用として安く撮影されたデータがパンフレットやカタログ、ひどいとポスターや新聞広告などに勝手に流用するのです。低価格の撮影料のままで、追加フィーの事を考えもしないのです。それだけで終わらず使用期間も無限です。何年間も勝手に使用します。何も教えません。新法の論議で大切なのは、文書化して一見はっきりさせたかのような契約書という形態だけでなく、著作権という権利を実行するために、契約にあたっての明確な使用用途と使用期間を明記。目的外使用や期間延長については、追加費用の支払い等を法律で定めるべきでしょう。これはフリーランスでも制作会社でも一緒です。撮影者の著作権は守ってほしい。

技術コンサルタント 60代男性

「著作権」が侵害される事例は、わが国では多くみられます。業務委託契約書に書かれていない請負者の「著作物」をクライアントが勝手にわが物にするという例、業務委託契約書に記載されている知的財産権の規定を盾にして、クライアントが「著作物」を私物化し、それを博士論文にそっくり転用する例などは枚挙にいとまがありません。

舞台役者 40代男性

フリーランスはフリーランス同士で協力している場合が多く、ある程度の規模の企業になると受けることができないような時間的制約のある仕事などを急遽フリーランスでお願いするというケースもあります。この場合、契約書面の交付などの時間もなく、24時間以内にフリーランス数名でホームページの作成・商品販売ページのシステム構築やアンケートページ構築などをこなしていかなければならない状況があります。揉めることもあります。基本は助け合いですので、トータルすれば皆助かりますし、他の方が作成したコーディングやプログラミングから新たな知識を得ることも多く、報酬以上の価値がある場合もあります。そのため、双方が契約書面等の必要性がない場合にまで法の範囲を拡大しないしてほしい。

運送業 40代男性

収入面がやはり大手企業より冷遇されており泣き寝入り部分があるように感じます。自営業もフリーランスも経費はすべて自前です。完全に使い捨て扱いになってます。ある程度地域的に地盤固めれたら、他府県の運送業に地域丸投げして個人を閉め出し、もしくは狭い地域に閉じ込めて、密集させて低賃金で競わせてやらせようとしている現状があります。

顧問派遣業 60代男性

派遣業などでは成果が出ると分かったとたん企業側が契約を打ち切り、成果報酬が支払われない。

翻訳業 60代女性

情報を提供した後に安価な他者に乗り換え、契約を拒み報酬を支払わない、減額の要求をされる。

建設業 50代男性

報酬の未払いがあっても弁護士費用等が高額で泣き寝入りをせざるを得ない。

30代女性

大手や一強の業界の会社が口約束で契約書を嫌がる風潮もある。一年かけて計画、制作、納品しても売れなければ突っ返してきます。こちら任せで売れなければ突っ返しまでもに売ろうともしません。売ればほとんど持っていけます。それに対して文句を言えば売る場所や広告をなくす無言の脅しがあるので誰も逆らえません。クリエイティブ系はとても立場が弱いです。お金がある所(資本)

が全てです。基本クリエイティブ系はお金ないので、ものづくりも出資者に頼らないとできません。言うことを聞くか、ほとんど持っていかれるか。新法が出来ることと同時に、新しいものづくりや創造性を守っていただけたら嬉しいです。

営業代行 30代女性

契約満了前に契約を解除された経験があり大変困りました。実際に30日前予告ですと次の仕事を探すまで大変のように感じます。少なくとも1ヶ月半前には申し出を頂けると助かります。

製造業 60代男性

途中解約時は、契約時の解約日数（契約金額）の60パーセントの支払い請求出来るという条項を追加して頂きたい。

建設業 50代男性

一日の報酬のみで有給休暇も無く交通費もガソリン代が高騰しても上乗せ無しで人を虫ケラのように働かせてます。そのクセ労災保険は負担なしで強制的に入れて、入らないなら仕事させませんと言った感じです。でコロナ禍で仕事が激減してますからコロナ禍の前に比べたら収入は半減してます。

ウェブライター 30代男性

フリーランスはそもそも個人事業主として扱いとなっており、労働法によってほぼ守られてないため、現実としては現代の奴隷制度と言っても差し支えないレベルの報酬とダンピングが横行しております。今回のフリーランス新法である程度救われる人もいるでしょうが、そもそも論として労働者としての人権が必要だと思います。

ピアノ講師 50代女性

フリーであるがために会社員のような社会保障制度が無いことにはずっと不安を感じながら続けています。

建設業 50代男性

狭い業界で人づてでの評判等で仕事の話を受けている場合、業務委託時の書面交付が良い事とは思えません。書面交付により、文面の条件で委託先を決められ、結局安くたたかれる材料になるだけに思われます。業務契約を明確にするのではなく、失業保険等の収入が絶たれてしまった場合のケアを目標とした対策の方が、安心して仕事できると思います。

書道家 30代女性

コロナ禍の支援金は勝手に打ち切りをされた。回復が見られてない状況での打ち切りで収入のあてがなく困っている。法人向けの支援はたくさんあるようだが、フリーランス向けの支援がない。問い合わせると自分で探してくださいといわれる。フリーランスだから適当に扱われたり、法的にも知識がなく相談相手もいない立場である。

エンジニア 60代男性

フリーランスは、会社に属さず、一匹狼で、世の為人の為になることを情熱を傾けてやっている人が多い。企業は経営者の利益しか考えていないことが多いのに手厚く社会に守られる。フリーランスはなにか国と戦っているような気分です。属する会社や契約者との間で、「最低保証を決める」契約条項を付保していただきたい。それがあれば、事故や病気の時の生活が不安で無くなります。

芸能 40代女性

前日のキャンセルもたくさんありました。これは行政のお仕事です。行政は実施していない件には、支払いできないとの一点張りでした。でもスケジュールを確保したのだから、それなりの補償は欲しいと思いました。フリーランスの駆け込み寺的な機関はあった方がいいなあと思っています。

ウェブライター 40代男性

もし病気にかかったらと考えるとフリーランスは守られていないです。守ってもらおうなんて思ってないですが、私達とクライアントさんの契約について、あまり分かってない方が立案したんだな、と思いました。ですので、参政党さんには、実態把握した上で、この議論を深めて頂きたいです。

美容師 40代女性

美容師は基本、書面での契約がない場合がほとんど。オーナーが毎回言う事が変わったり、コロナの時にお店の売り上げが落ちてて、私はキープしてたら、報酬のパーセンテージをいきなり値上がりする事を言われました。最初に書面で約束を交わしてなかったのが、言われるとおりにするしかなかったのが、書面での契約があれば安心。あとは、コロナの時おきた緊急事態の時はフリーランスは補償は無かったので判断がすごく難しかった。

社会保険労務士 60代男性

このような弱者保護の法律ができると、今までの強弱関係が逆転するようなことがあるかもしれません。例えば、満足な仕事ができないフリーランスが契約書と法律を楯にとって発注者を訴えるというようなことです。労働法においては、不良社員が会社を訴えるというようなことも起こっています。

システムエンジニア 30代男性

契約完了の基準や終了の期間が契約書に明記されていないため請求が納品物の検収が完了するまでできないケースがあり、そのようなリスクを背負って受注をした事がある。新法はこれを防ぐと謳っているが、実は新法が制定されていない現在でもこの契約方法は偽装請負に該当する可能性があって元々違法性を問われる可能性が高いはずのものである。にもかかわらずSE業界ではこのような偽装請負が横行しており、法令を遵守する意識が低い企業が多いように感じている。現在でもこのような状況なので、仮に新法が成立してもそれがルールとして認知が広まり契約の実態に影響を与えるには相応の周知の努力が必要のように感じる。

通訳 60代女性

フリーランスの報酬も、1日8時間を基本料金とし、超過分は、サラリーマンの皆様と同様に、1時間あたり25% upで対応してもらいたいし、1日稼働の上限を決めてほしい。たとえ守られないとしても、基準は欲しい。

通訳ガイドは、有資格者の独占業務でしたが、河野太郎さんが国道交通大臣だった時に、無資格者にもガイド業を解禁し、もともと傍若無人でやりたい放題をしていたC国の添乗員を優遇することになり、日本のことをバカにする説明を繰り返すC国添乗員が跳梁跋扈しています。しかも、その法律改悪の際、有資格者には、有料で5年に1度の研修が義務付けられました。一方、無資格者は、そもそも資格を持たないのだから、研修も何も必要ないというオマケまで付けられました。以前のように、業務を有資格者に限定してほしい。観光立国を謳うのであれば、それを担う通訳案内士について、少しは考えてもらいたい。通訳案内士は愛国者の集団です。先進国ではガイドは大事にされていますが、日本では、どんどん立場が悪くなる一方です。

俳優 40代女性

波がある仕事なので稼げる年は収入があり、翌年ほぼ収入がないこともある。そうすると、稼いだ年に扶養を抜けると再度扶養扱いにする手続きが煩雑のようで、配偶者の職場から嫌がられる。また、納税が難しい。稼いだ年に納税すると翌年収入が無くても税金を払わなくてはならない。先の収入は分からないので

納税できても源泉徴収で赤字にする方が多かった。

機械工40代男性

次年度に納付する市県民税や健康保険税などの税額が高額になり過ぎて貯金もできないほど生活が厳しくなる実態があります。この個人事業主に厳しい税制度を緩和してもらえることが1番フリーランスが働き易くなるのではないかと。さらには次から始まるインボイス制度によってさらに働きにくくなる事をとて懸念しています。ですので新しい制度の提案というより元々この個人事業主に厳しい制度自体を見直して欲しいです。

CADオペレーター40代女性

フリーランスの仕事マッチングサイトが多数あり、(ランサーズなど)供給過多により仕事に対する対価がものすごく低くなっています。著作権保護は文化の発展を促すものだと思っています。低い対価で行った仕事から次世代の文化や産業の発展がしにくくなるのではと危惧しています。

トレーナー50代女性

フリーランスでいることの価値は、ルールや制約に縛られないこと、自由であることです。フリーランス新法の概要を見ると、その自由が奪われることとなり、フリーランスのことを知らない人が作っていることが明白です。この法律に則って仕事をする、ということは、もはやフリーランスとは言えません。そもそも、人としての誠意がある状態での契約であるならば、縛りは不要です。この法律ができれば損をするのはフリーランスの方ですから、100%、大反対です。

製造業60代男性

働きやすい環境、とありますがそれは正に取引先との関係の構築そのものです。それを法律や制度で整備すると言うのは政治の驕りでは、と私は思います。今回の法案ですが、これは町工場レベルの中小零細に向けてやるべき内容ではないでしょうか。トヨタ問題でもあるように中小企業は親会社に睨まれる事は死活問題です。どんなに無理難題を押し付けられても受け入れるしか道はないのです。フリーランスの主たる取引先は中小企業です。フリーランスの立場は経営陣との距離が近いことよりまだ厳しい立場にあると思います。そして今回、フリーランスを守るという法整備に我々は何を期待するでしょう。この国のフリーランスを減らす法整備ですか？神谷さんはきっと理解して下さると信じています。

動画制作 60代男性

出来たら「契約内容に総支払額の20%は、事前にフリーランスへ支払う事（返却不可）」などの条文があれば、途中で頓挫の仕事の被害が低減されると思います。
※このほかにも、事前に一部払いを求める意見多数

運送業 40代男性

業務委託という、ある意味グレーゾーンになっている制度や法律を悪用した搾取が行われていると言っていると思います。労使関係にないため、労働基準法が適用されないというのが、委託会社側の認識です。そのため、過酷すぎる荷量の割り当て、それに伴う長時間労働、そのため病気になる人、ケガをする人、車両事故を起こす人が増え続けています。そうなっても全て自己責任とされ、全て自己負担で賄わなければなりません。このままではいけないと、なんとかしなければという思いのドライバー達が労働組合を結束せざるを得ない状況になっております。どれほど問題を訴えても、個人では全く相手にされないからです。何しろ相手が世界で最も強大なグローバル企業です。今後のフリーランスの方々のより良い労働環境のために、何より、日本人の主権のために、ご協力できれば幸いです。

エンジニア 50代男性

法を根拠に取引先と調整・交渉を行うのがフリーランスには難しいと思います。個人で弁護士を雇うことは金額的に難しいため、無料でなくても格安で法的相談ができる窓口が設置されると助かります。契約書作成時や取引先と問題が発生した時に利用できると助かります。

WEB編集 40代女性

禁止行為のひとつとして「通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること」という項目があります。WEB業界においては、この「通常相場」というものの基準がないに等しく、発注側が非常に安い報酬を設定している場合が多く見られます。WEB業界では低い報酬でも依頼を受ける人が多いために、発注者側も安い報酬で依頼するという悪循環が起こっています。「通常相場」をどのように判断すべきかより明確化するか、業種ごとの相場を調査／公表できると、多少改善につながるのではないかと思います。フリーランス新法ができることは大きな躍進ですが、今後も発注形態や報酬条件などを実態調査し、不当な条件を改善していけるように整えていく必要があると思います。

舞台照明 40代女性

法で保護されれば、フリーランスの方はある程度の補償をされることになるのかもしれませんが、舞台業界のようにクリエイティブな現場作業を行うものは、この法の縛りによって業界自体の衰退を招きかねない部分があると思います。解決策としては、委託の書面交付を行う場合に、キャンセル期間・キャンセル料について明記をすることが挙げられると思います。業界的に指針を作っても良いし、舞台業界の中でも業種により拘束の発注時期が変わってくるので、案件毎でも良いと思います。せっかく新法を作るなら、業種毎の実態に即して、使える（有用な）法律を作っていただきたい、そう思います。

WEBプロデューサー30代男性

ようやく「普通の取引」になるために一歩前進かなと思った次第です。（来年のインボイス制度と合わせて同時に本新法が成立となるので、タイミングが非常に絶妙）。新法であまり触れられていない内容としては、「発注者側」の違反した場合の厳密なルールや罰則が規定されていないことです。

受注側には多くの禁止事項や担保されるべき内容が満載で契約書を取り交わすのですが、発注側の態度や自らが違反した場合についての言及が無いことが通常です。（例えばハラスメント含めた公序良俗違反など）新法を定めてある程度「普通の取引」に近づけるのであれば、このあたりにも踏み込んで制定を考慮して欲しいと思いました。

税理士50代男性

法を整備することは基本的に大事かとは思いますが、あまりにややこしくなりますと、そのような相手と取引するくらいなら法人との取引に移行するなどが経済的合理性です。また、来年10月から開始されるインボイス制度における、消費税免税制度を残しつつ、免税事業者を経済取引から排除するような税制自体も大問題だと考えております。

ITコンサル業50代男性

大手はともかく、中堅企業以下は重視してない傾向があり、金銭的ペナルティがもっとも効果的ではないか。

企業側が要員募集時、募集要項内で年齢による制限が撤廃されているが、これは逆に不便であり、何歳の要員を必要としているかは企業側の自由である。現状は、年齢ミスマッチによる無駄な面談が数多く行われており、エージェント側、フリーランス側それぞれが非効率的な書類選考プロセスを強いられている。こんな事を法で定めても、結局企業側は、採用の年齢基準を変えてはおらず、全く採用基準や採用方針変更に寄与していない。誰もが非効率的で損をしているだけで

ある。より効率のいい採用プロセスを誰もが可能とするように戻してほしい。中途採用年齢の多様性は、法で記載するしないを決める事ではなく、企業側に、適材適所の活用と、経験者による後進者の育成に重点をおき、それを実行している企業に対して例えば減税措置を取る、補助金を設定する、等の実態に合ったものにしてほしい。

その他

- ・新法でも、企業側が、フリーランスを選ぶ立場である場合が多いであろうことにあまり変わりはない。フリーランスの労働条件を向上させるにはもっと抜本的な改革が望ましい。例えば、フリーランスが企業に提供した著作物については、その著作物の権利をフリーランスにも付与してほしい。
- ・業務委託時に書面の交付を義務付けることについては、予め予定されていた仕事にしか適用出来ない。突然の変更の際に書面などと言ってる場合ではない。短期の仕事の場合、直前に依頼されることも多く、現実的でない。報酬について業務が終わってから交渉することも多々ある。
- ・官僚が勝手に頭の中で想定した一部の業種のフリーランスだけを対象にしたのであれば、それから漏れるフリーランスの人たちがたくさん出てきてしまうことになり、有名無実の法律ということになってしまう
- ・働き方が多様すぎてそんな単純にまとめていいのかも疑問
- ・まずは党员等に対してこのような意見を求めることは大切で今後も継続願いたい。参加意識も高まる。業界慣行により、60日規制は難しいという意見に対しては、移行期間を例えば3年をも受ければよいと思う。
- ・概ね納得の出来る内容です。付け加えるならば、依頼主の不法行為等悪質なトラブルによって受託した業務契約が打ち切られた場合において、違約金を請求出来るようになるとより良いと思います。
- ・新法自体はとても良いと思うのですが、法律にありがちな「定めてくれて良かったが、定めてくれただけ」にならないか、という点は少し心配です。
- ・永年勤めた会社を退職して、再就職手当を当てに、フリーランスになろうとしても、いろんな条件があり、再就職手当がもらえない。待機期間に準備も出来ず、矛盾しています。
- ・一律に適用するのではなくいくつかの業種パターンに分けて適用するなどの工夫が必要。